



# 子どもたちは宝物 尊厳ある人間らしい育ち 発達を保障する横浜の保育・教育を



1. 「児童福祉法 24 条 1 項」市町村の保育実施責任を、認可、無認可を問わず、すべての保育施設・事業の基本としてください。どの子ども等しく豊かな保育が受けられるよう、無認可施設の認可移行や、施設環境充実のための予算を増額してください。
2. 待機児童と保留児童を解消してください。
3. きょうだい児が同じ保育園に通えるようにしてください。
4. 保育所で働く職員が安心して働き続けられる賃金や労働環境を保障してください。
5. 横浜市保育所の保育士配置基準を、民間基準（1 歳児 4 人、2 歳児 5 人、3 歳児 15 人、4,5 歳児 24 人にそれぞれ保育士 1 人）に引き上げてください。

者名用紙の作成、募金で賄われます。中会への要請など、ご協力ください。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

| 募金 |
|----|
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |
|    |

この署名簿は目的以外には使用しません。市会に提出後はそこに保管されます。